

令和6年度東京都立青鳥特別支援学校いじめ防止対策推進基本方針【概要版】

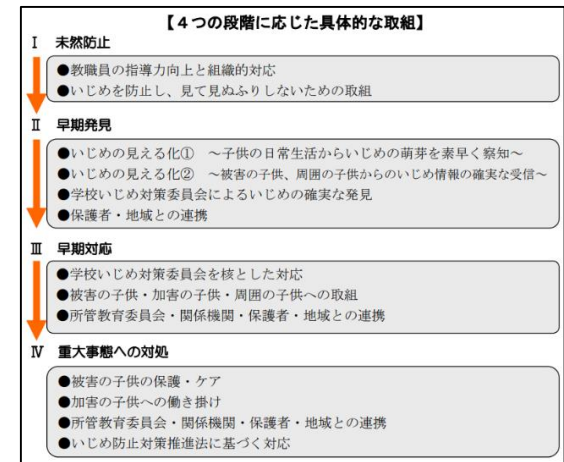
1 基本理念

- 「いじめ」は、すべての生徒に起こりうる問題である。
- 「いじめ」は絶対に許されない行為であり、すべての生徒はいじめを行ってはならない。
- 早期発見・早期対応を基本として生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせない学校づくりに、教職員一丸となって保護者や地域及び関係機関と連携して取り組む。

2 いじめ問題に向けての学校の基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動をとる。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者や地域住民及び関係機関等との連携した取り組み

- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応の具体例
いじめの諸問題に対して必要と思われるテーマについて年3回研修する。
(6月14日、10月25日、1月10日の全校連絡会后)



参考資料:東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】(概要)より

3 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に対し中核的な組織として「いじめ対策委員会」を置く。基本的に毎週行う企画調整会議においていじめ等の実態や有無を確認し必要に応じて対策を練る。また、学校長は必要に応じて校外委員を招集する。

<校内委員>	校長 副校長 教務主任 生活指導主任 進路指導主任 学部主任 学年主任 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー 養護教諭
<校外委員>	PTA会長 スクールサポーター(警察署) 学校医(精神科) 都立特別支援学校知的障害教育外部専門員 学校運営連絡協議会委員

参考資料:令和6年度東京都立青鳥特別支援学校いじめ防止対策推進基本方針より

4 家庭・地域との連携

- いじめの基本方針について公表し、年度末の保護者会で報告する。
- 学校のホームページにいじめの基本方針を掲載し報告する。
- 民生委員、スクールサポーター等との連携を図る。
- いじめ対策委員会において、必要と考える場合、校長の指示で、児童相談所やスクールサポーター 及び民生委員等を含めた支援会議を実施する。

令和6年度
青鳥特別支援学校「いじめ対策委員会」作成資料